

IASB 開示フォーラムの フィードバック文書について

ディレクター（総括担当） **紙谷 孝雄**

1. はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、財務開示の利便性と透明性をどのように促進するのかに関して、作成者、監査人、規制機関、財務諸表利用者、そしてIASBとの間での対話を促進する目的で、2013年1月28日にロンドンにおいて財務報告開示に関するディスカッション・フォーラム（以下「開示フォーラム」という。）を開催した。この開示フォーラムを受け、IASBは2013年5月28日にフィードバック文書を公表した。

本文書は、次の4つのセクションから構成されている。

(1) The Discussion Forum

開示フォーラムにおける議論の概要説明

(2) The IASB Response (IASB の対応)

開示フォーラムでの議論を受け、今後IASBが短期的又は中期的に対応することが求められるであろう項目の説明

(3) Recent work already undertaken (既に実施された最近の作業)

IASB以外の諸団体（各国の会計基準設定主体、規制機関、会計士協会等）が、これまでに実施している、開示に関する作業（リサーチやディスカッション・ペーパーの公

表）の概要説明

(4) Survey (調査)

IASBが開示フォーラムの開催に先立ち、開示に関する問題を把握するため、財務諸表の作成者及び利用者に行ったアンケート調査の結果報告

本稿においては、上記の(1)及び(2)について、その概要を解説する。

2. 開示フォーラムにおける議論

開示フォーラムにおいて、開示の問題が何かというはっきりとした合意には至らなかったものの、作成者にとっては開示に係る負担・コストが増大しており、投資家にとっては必要とする情報が開示から得られないという一般的な懸念が聞かれた。ただし、作成者も、投資家も財務報告は重要なコミュニケーション・ツールであり、作成者は自らのストーリーを伝えたいと考えており、利用者はそのストーリーを聞きたいと考えていることは明白であった。

開示フォーラムにおける議論を通じて、IASB、作成者、監査人、規制当局、投資家（アナリスト）それぞれに、開示に関する問題を生じさせる原因があるという認識が共有された。各関係者について、それぞれ以下の問題が

挙げられた。

(1) IASBの問題

IASBによる基準設定の結果、次のような問題が生じていることが指摘された。

- 基準が、企業が固有の状況の中でどのような情報が重要であるかを特定するためのガイドランスではなく、開示の強制となっている。
- IASBは新たな開示要求は迅速に設定するが、一旦、開示要求が設定されると削除されることは稀であり、長年にわたり多くの開示要求が積み上がる結果になっている。

(2) 作成者の問題

作成者が財務諸表を作成する際の姿勢に関して、次のような問題が指摘された。

- 一部の作成者は、財務諸表をコミュニケーション手段としてではなく、単に法令に従う（コンプライアンスの）ために作成しており、これが開示において決まり文句（boiler plate text）を過剰に使用することにつながっている。
- 目的適的な情報を開示しなかった場合のコスト（当局からのペナルティー等）が大きすぎることもあり、安易に大量の開示をしてしまっている。

(3) 監査人及び規制機関の問題

監査人及び規制機関の開示に関する姿勢に関して、次のような問題が指摘された。

- 監査人及び規制機関は、コミュニケーションの観点を犠牲にして、法令順守に重点を当てており、それにより企業がチェック・リスト的にすべての要求事項を開示することにつながっている。
- 規制機関が重要でない開示項目を省略した作成者に説明を求めること（遵守若しくは説明（comply or explain）アプローチ）が、重要

でない情報の開示を誘引している。

(4) 利用者の問題

利用者は、企業が情報伝達を行う上でより良い方法を見出す手助けを行うというよりは、より多くの情報開示を求める傾向にあり、開示に関する問題の解決には役立っていないとの指摘があった。

3. IASBの対応

利用者、作成者、基準設定主体、監査人、規制機関は、すべて財務報告サプライ・チェーンの重要な当事者であり、討議フォーラムにおける議論により、これらの各当事者が開示に関して認識されている問題点のうちの1つ又は複数の要因となっていることが明らかになった。こうした責任の共有はあるが、フォーラムの参加者が、開示の改善を主導するのに最も適した立場にいるのはIASBだと考えていることが明らかになった。

そこでIASBは、表1に記載した短期、中期的なステップを通じて問題に対処していくことを提案している。

以下においては、(1)重要性、(2)現行の基準が判断を妨げているという認識、(3)開示要求についてのより全般的な見直しに分けて、IASBの今後の取り組みを説明する。

(1) 重要性

① 全般的な適用指針又は教育マテリアルの開発

現行の概念フレームワークは、重要性に関して以下のとおり定めている。

QC11 情報は、その脱漏又は誤表示により、特定の報告企業に関する財務諸表に基づいて利用者が行う意思決定に影響する可能性

(表 1) IASB が開示に関して予定している短期及び中期的な取組み

短 期	中 期
IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の狭い範囲の修正を IASB が 2013 年後半に検討する。	2013 年に IASB は IAS 第 1 号「財務諸表の表示」、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」及び IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」をレビューする調査研究プロジェクトを開始する。目標はそれらの基準を置き換えることであり、本質的には開示フレームワークの作成である。調査研究は「概念フレームワーク」に関する作業と並行して行い、次回のアジェンダ協議に間に合うように完全な基準レベルの提案を開発することを目標とする。
IASB は 2013 年後半に、重要性に関する教育マテリアル又はガイダンスの開発を検討するプロジェクトを、証券規制当局者、監査人、作成者、利用者と共同して開始する。	すべての基準の要求事項を、改訂後の「概念フレームワーク」及び IAS 第 1 号、IAS 第 7 号及び IAS 第 8 号に関して行われる作業を踏まえて、体系的に見直す。
新規の公開草案における開示要求を規範性の低い文言で作成する。	

がある場合には、重要性がある。言い換えれば、重要性は目的適合性の企業固有の側面であり、個々の企業の財務報告書の文脈においてその情報が関連する項目の性質若しくは大きさ（又はその両方）に基づくものである。したがって、当審議会は、重要性についての統一的な量的閾値を明示することや、特定の状況において何が重要性があるものとなり得るのかを前もって決定することはできない。

IASB は、現在、当該フレームワークを改訂中であるが、当該プロジェクトの一貫として、QC11 項における重要性の記述を改訂したり、当該トピックに関する追加的な議論を含めたりする計画はなく、追加的なガイダンスを開発するとすれば、基準レベルのものとなる。IASB は、重要性に関するプロジェクトを、全般的な適用指針又は教育マテリアルのいずれかを作成する目的で開始する計画である。このプロジェクトは、重要性が実務でどのように適用されるのか、また、IAS 第 1 号にもっとガイダンスを

加える必要があるかどうかにも注目するものとなる。

② IAS 第 1 号の修正

IAS 第 1 号第 31 項は、企業は「情報に重要性がない場合には、IFRS で要求されている具体的な開示を提供する必要はない」としているが、重要性のない開示はなぜ主要財務諸表や注記に含める必要がないのかについて、背景又は理由を示す対応する説明がない。このため、多くのコメント提出者は、この全般的な要求を、より具体的でそれゆえ優先されるように見える他の基準での開示要求に対して適用する自信がないと述べ、また、一部のコメント提出者は、重要性への言及を個々の基準においてもっと明確にすべきだと提案していた。

これを受けて、IASB は、IAS 第 1 号に「詳細過ぎることで有用な情報を覆い隠す可能性がある」と説明する記述を追加することを検討している。これは、重要性により個々の企業の財務諸表の利用者にとって目的適合性のない企業

固有の情報を排除すべきだという理由を説明するものである。

③ 基準の文言

ほとんどの基準が、「企業は、…を表示（又は開示）しなければならない」という用語を使用しているため、フォーラムへの参加者の多くが、一部の基準における開示要求の文言は、当該項目はすべての状況において表示しなければならないことを含意しているとコメントした。

この点に関してIASBは、いくつかの今後の提案において規範性のより低い文言を検討する。その際、IASBは、監査人と協力して、IASBが行う変更が基準の監査可能性に影響を与えないようにする。

④ その他の対応

上記①及び②の対応に加え、重要性に関して下記の点についても明確化することが検討課題とされている。

- 情報に重要性がない場合は、主要財務諸表での表示も、注記での開示も必要ない。
- ある基準が要求している開示項目のうち個々の企業にとって重要でない項目は開示する必要はない。

(2) 現行の基準が判断を妨げているという認識

IASBは、作成者から、フォーラムや小規模上場企業とのフォローアップ会合において、IAS第1号の文言の一部が財務報告書の表示に関する判断を行使することを困難にしているという見解を聴取した。これを受けて、IASBは、こうした懸念の一部に対処するためにIAS第1号の狭い範囲の修正を提案することを検討している。

その検討は、①表示の順序、②会計方針、③最低限の開示要求、④純債務の4つの観点から行われている。

① 表示の順序

IAS第1号の第113項では、企業は財務諸表注記を体系的な方法で表示しなければならないとしており、第114項ではさらに、表示の「通常」の順序は、会計方針の後に説明的な注記が続き、基本財務諸表に表示されている項目と同じ順序に従うものであるとしている。一部の作成者は、この「通常」の認識により、企業が説明的な注記を重要度の順に表示したり、関連する情報を一体化したセクションと一緒に表示したりすることが困難になっていると考えている。

IASBは、何が通常の順序の表示なのかに関する上記の認識を除去するようにIAS第1号を修正して、企業がもっと状況に即した全体論的な情報を提供することを容易にすることを検討する。

② 会計方針

IAS第1号は重要な会計方針の開示を求めているだけであるが、IAS第1号には、会計方針が重要でないと主張するのを困難にしている文言がある。例えば、企業が課税されている場合には、IAS第12号「法人所得税」が企業に選択肢を与えていなくても、法人所得税の会計処理を開示すべきだとしている。一部の作成者は、これを、企業が行っているあらゆる活動について会計方針を開示することを要求しているものと解釈している。

IASBは、IAS第1号を修正して、会計方針を表示する方法について制限的でないように見られるようにし、より重要な会計方針を財務報告書の中で強調することを容易にすることを検討する。

③ 最低限の開示要求

IAS第1号には、非常に具体的な開示項目で、一部の作成者が企業の具体的な状況に合わ

せることに消極的であるか又は合わせるものが阻害されているように見受けられるものがある。例えば、IAS 第1号第54項は、最低限、財政状態計算書に掲記しなければならない項目の1つとして「売掛金及びその他の債権」を挙げているが、一部の関係者は、この規定を「売掛金」と「その他の債権」を区分掲記してはならないように解釈している。

今後、IASBは、使用しなければならない用語を特定するのではなく、IAS 第1号の要求事項の趣旨について（例示とともに）追加的な説明を追加することを検討する。

なお、潜在的な論点の中には、EBIT（金利及び税金控除前の純利益）やEBITDA（金利、税金、減価償却及び償却控除前の純利益）などのIFRS数値の小計をIAS 第1号において認知すべきかどうかということが含まれる。

④ 純債務

純債務の調整表の開示を要求することが、過去5年にわたり投資者からIASBに対し要請されており、検討課題となっている。

(3) 開示要求についてのより全般的な見直し

IASBは、現在、開示の原則を概念フレームワーク・プロジェクトの一環として検討中であるが、基準レベルでの作業を概念フレームワークが完成する（2015年予定）まで待つとすると、既存の個々の基準における開示要求の見直しを少なくとも2016年まで遅らせることになる。このため、基準レベルの作業を加速化できる方法があるかどうかを検討することとされている。

この点に関して、①IAS 第1号、第7号及び第8号に関連する対応と②すべての基準に関連する対応の2つに分けて検討することが考えられている。

① IAS 第1号、第7号及び第8号に関連する対応

IAS 第1号とIAS 第7号は、基本財務諸表を形成し、当該計算書の本体で開示「しなければならない」項目を特定することにより、全般的な開示要求を提供している。IAS 第8号は、IAS 第1号及び第7号で議論されている継続性と比較可能性の概念に関する追加的なガイダンスを提供している。

IAS 第1号とIAS 第7号は、財務諸表の表示に関する大規模なプロジェクトの焦点であった。当該プロジェクトは2010年6月に中断された。

IASBは、以前に財務諸表表示プロジェクトで行った作業が調査研究プロジェクトの基礎となり得るかどうかに関する検討作業の開始を検討する。最初のステップとして、IASBと米国財務会計基準審議会（FASB）が当初のプロジェクトに対して受け取った大量のフィードバックについて、「概念フレームワーク」に関する作業や開示の活動から学習したことを踏まえてレビューすることである。

その後、「概念フレームワーク」に関する作業と並行して、IAS 第1号、IAS 第7号及びIAS 第8号を置き換える目的で、財務諸表表示プロジェクトを進めることができるかどうか、また、どのように進めることができるのかを検討する。こうしたプロジェクトの結果は、実質的に、IFRSにとっての開示フレームワークとなり得る。

② すべての基準に関連する対応

上記の①の対応に加えて、すべての基準を対象として、開示をより全体的な視点で見直す調査研究プロジェクトも今後2年間にわたり実施予定とされている（適用後レビューのプロセスに含まれるものもある）。このプロジェクトでは、基準間の表示・開示要求の矛盾点、重複を

識別し、これらの文書化が実施される。

(4) その他

上記(1)から(3)に記載した対応の他に、開示に対する問題点改善に向けて、XBRL等のテクノロジーの活用や小規模上場企業への対応、及び国際統合報告協議会による統合報告への取組みのモニターなどを行うこととしている。